

○厚生労働省告示第五百九十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月二十五日

厚生労働大臣 三井 辨雄

第八号中 (481)を (483)とし、 (171)から (480)までを (173)から (482)までとし、 (170)を削り、 (169)を (172)とし、 (168)を (171)とし、 (167)	(485) テトラベナジン	第八号中 (660)を (663)とし、 (483)から (659)までを (486)から (662)までとし、 (482)を (484)とし、 その次に次のように加える。	(666) フェソテロジン	(665) フェキソフェナジン塩酸塩・塩酸プソイドエフェドリン	第八号中 (920)を (925)とし、 (662)から (919)までを (667)から (924)までとし、 (661)を (664)とし、 その次に次のように加える。	(927) レボカルニチン	第八号中 (933)を (939)とし、 (922)から (932)までを (928)から (938)までとし、 (921)を (926)とし、 その次に次のように加える。	(941) ロチゴチン	第八号中 (942)を (949)とし、 (935)から (941)までを (942)から (948)までとし、 (934)を (940)とし、 その次に次のように加える。
--	---------------	---	---------------	---------------------------------	---	---------------	---	-------------	---

を(169)とし、その次に次のように加える。

(170) 塩化カリウム・塩化ナトリウム・無水硫酸ナトリウム・マクロゴール四〇〇〇・アスコルビン

酸・L-アスコルビン酸ナトリウム

(38) 第八号中(166)を(168)とし、(37)から(165)までを(39)から(167)までとし、(36)を(37)とし、その次に次のように加える。

アピキサバン

(31) 第八号中(35)を(36)とし、(31)から(34)までを(32)から(35)までとし、(30)の次に次のように加える。

アトバコン・プログアニル塩酸塩